

○ 農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号

農林水産省農村振興局長・生産局長連名通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 経営体育成型</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）（1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から<u>6</u>までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>2 中山間地域型</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）（1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から<u>6</u>までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 共通事項</p> <p>（1）埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）</p> <p>埋蔵文化財調査事業とは、<u>別表1</u>の区分の欄の1の（3）から（7）までに掲げる事業又はこれと併せて行う</p>	<p>別紙1（農地整備事業に係る運用）</p> <p>第3 事業の内容</p> <p>農地整備事業の事業内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 経営体育成型</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）（1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から<u>5</u>までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの</p> <p>2 中山間地域型</p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>（3）（1）又は（2）の生産基盤整備事業と別表1の区分の欄の2から<u>5</u>までの事業の事業種類の欄に掲げる事業のうち当該生産基盤整備事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に中山間地域において実施するもの</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 共通事項</p> <p>（1）埋蔵文化財調査事業（別表1の区分の欄の2の事業種類の欄の（5）の事業をいう。以下同じ。）</p> <p>埋蔵文化財調査事業とは、<u>別表</u>の区分の欄の1の（3）から（7）までに掲げる事業又はこれと併せて行うこと</p>

ことにより事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2)・(3) (略)

(4) 農業構造転換特別対策事業(別表1の区分の欄の5の事業をいう。以下同じ。)

農業構造転換特別対策事業の実施に当たっては、農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化の促進に資するものとなるよう配慮するものとする。

(5) (略)

第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

1～3 (略)

4 農地集積促進事業、水田貯留機能向上推進事業及び農業構造転換特別対策事業のうち別表4の区分の欄3に掲げる事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

5・6 (略)

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1) (略)

より事業の効率が高められる別表1の区分の欄の1の(1)及び(2)に掲げる事業の区域で行う埋蔵文化財の調査に関する事業であること。

(2)・(3) (略)

(新設)

(4) (略)

第4 事業実施主体

農地整備事業に係る要綱第4の農村振興局長等が別に定める者とは、次に定めるとおりとする。

1～3 (略)

4 農地集積促進事業及び水田貯留機能向上推進事業の事業実施主体は、都道府県、市町村又は土地改良区とする。

5・6 (略)

第5 採択要件

農地整備事業に係る要綱第6の1の農村振興局長等が別に定める要件は、次に定めるとおりとする。

1 経営体育成型

(1) (略)

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア (略)

イ 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地であって、集約化された農用地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の2に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ (略)

(3)～(8) (略)

(9) 農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、ア又はイのいずれかの要件を満たすこと。

ア 次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 生産基盤整備事業の事業種類の欄の（1）から（6）までに掲げるものであって、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行うものに係る受益面積（以下「対策費の対象面積」という。）に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が1ヘクタール以上となる農用地の面積の割合（以下「1ヘクタール割合」という。）が1／2以上であること。

(イ) 促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積に占める担い手の経営等農用地の面積の割合（以下「対策費部分集積率」という。）が85パーセント以上となること。

(ウ) 促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合（以下「対策費部分集

(2) アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。

ア (略)

イ 促進計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地のうち、集約化された農地面積の割合（以下「担い手農地集約化率」という。）が、事業開始時に比べ別表2の区分の欄の2に示すとおり増加することが確実と見込まれること。

ウ (略)

(3)～(8) (略)

(新設)

約化率」という。) が 80 パーセント以上となること。
イ 傾斜地 (受益地域内の勾配が 1 / 100 以上の地域をいう。以下同じ。) であって、次に定める要件を全て満たすこと。

(ア) 対策費の対象面積に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が 50 アール以上となる農用地の面積の割合 (以下「50 アール割合」という。) が 1 / 2 以上であること。

(イ) 促進計画に定める目標年度において、対策費部分集積率が 85 パーセント以上となること。

(ウ) 促進計画に定める目標年度において、対策費部分集約化率が 90 パーセント以上となること。

2 中山間地域型

(1) • (2) (略)

(3) 農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、1 の (9) と同様とする。

3・4 (略)

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1～6 (略)

7 農業構造転換推進計画

都道府県知事は、農業構造転換特別対策事業を行うときは、別記様式第11号により、農業構造転換推進計画を作成するものとする。

2 中山間地域型

(1) • (2) (略)

(新設)

3・4 (略)

第6 計画の作成

農地整備事業に係る要綱第 7 の 1 の農村振興局長等が別に定める書類は、次に定めるとおりとする。

1～6 (略)

(新設)

第7 事業の申請等

1～5 (略)

6 農業構造転換特別対策事業を行おうとする都道府県知事は、当該事業の実施を希望する年度の前年度の11月末日までに、別記様式第11号による農業構造転換推進計画を添付の上、別記様式第12号による農業構造転換特別対策事業実施承認申請書（以下「対策費承認申請書等」という。）を地方農政局長等に提出するものとする。

ただし、予備費の使用が決定した場合又は補正予算が成立した場合であって、当該予備費又は補正予算を活用して当該事業を実施しようとする場合においては、都道府県知事は、予備費又は補正予算が成立した後、遅滞なく対策費承認申請書等を地方農政局長等に提出するものとする。

7 地方農政局長等は、6の規定による対策費承認申請書等の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の実施を承認すべきものと認めたときは、速やかに都道府県知事に対し、別記様式第13号の農業構造転換特別対策事業実施承認通知書により、承認した旨を通知するものとする。

第8 計画の変更等

1・2 (略)

3 都道府県知事は、経営体育成型及び中山間地域型において、農業構造転換推進計画の変更があった場合には、4に定める場合を除き、翌年度の11月末日までに地方農政局長等に変更があった旨を、変更箇所を明記した上で、別記様式第11

第7 事業の申請等

1～5 (略)

(新設)

(新設)

第8 計画の変更等

1・2 (略)

(新設)

号により報告するものとする。

- 4 経営体育成型及び中山間地域型における農業構造転換推進計画の変更があった場合であって、当該地区において実施する農業構造転換特別対策事業の区分（別表4の区分の欄の区分をいう。）又は当該事業の実施期間の変更を希望する場合には、都道府県知事は、第7の6の規定に準じ、変更後の農業構造転換推進計画を添付の上、別記様式第12号により、農業構造転換特別対策事業変更承認申請書を地方農政局長等に提出するものとする。
- 5 地方農政局長等は、4の規定による農業構造転換特別対策事業変更承認申請書の提出があったときは、審査の上、農業構造転換特別対策事業の内容の変更を承認すべきものと認めたときは、速やかに都道府県知事に対し、別記様式第13号の農業構造転換特別対策事業変更承認通知書により、当該変更を承認した旨を通知するものとする。

第9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1～3 (略)

4 農業構造転換推進計画達成状況報告

(新設)

(新設)

第9 事業の達成状況報告

都道府県知事は、次に定めるところにより、地方農政局長等に農地整備事業の達成状況について報告するものとする。なお、国営流域治水対策型及び国営事業促進型において市町村又は土地改良区が事業実施主体となる場合にあっては、市町村長又は土地改良区は、事業達成状況を都道府県知事に報告するものとし、都道府県知事は、これを基に事業達成状況を地方農政局長等に報告するものとする。

1～3 (略)

(新設)

(1) 農地整備事業のうち経営体育成型及び中山間地域型の農業構造転換特別対策事業を実施する地区にあっては、都道府県知事は、生産基盤整備事業等の完了年度（以下「ハード完了年度」という。）から、当該年度の4月1日から起算して7年を経過した日を含む年度までの間において、毎年度、その達成状況を調査し、当該年度の翌年度の9月末日までに、別記様式第14号により地方農政局長等に報告するものとする。

ただし、ハード完了年度の翌年度から、当該年度の4月1日から起算して6年を経過した日を含む年度までのいずれかの年度において報告された達成状況報告により、別表4の基準の達成が確認でき、かつ、農業構造転換特別対策事業の助成が完了している場合には、当該年度の翌年度以降の達成状況の調査及び報告を行わないことができる。

(2) (1)の結果、農地の大区画化又は担い手への農地の集積若しくは集約化に係る達成状況が十分でない場合には、地方農政局長等は、都道府県知事に対し、改善措置を講じるよう指導できるものとする。

第10 助成

1～7 (略)

8 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成は、それぞれ5の限度額の範囲内において、生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

9・10 (略)

第10 助成

1～7 (略)

8 水田貯留機能向上支援事業のうち指導事業及び調査・調整事業の助成は、それぞれ5の限度額の範囲内において、農業生産基盤整備事業等の開始年度から水田貯留機能向上計画に定める目標年度までにおいて実施するものとする。

9・10 (略)

11 農業構造転換特別対策事業の助成の限度額は、次のとおりとする。

(新設)

(1) 別表4の区分の欄1又は2に規定する事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄1又は2に規定する事業の実施期間における各年度の当該補助事業費に係る額に、同表の助成割合の欄に示す割合を乗じた額とする。

(2) 別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等の総事業費のうち当該区分の欄3に規定する事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額に、同表の助成割合の欄に示す額を乗じた額とする。

この場合において、農業構造転換特別対策事業の助成は、第9の4に基づく達成状況報告により同表の区分の欄3の基準のうち農地中間管理権の設定等に係る基準が達成されていることを確認した年度の翌年度から、当該年度の4月1日から起算して5年を経過した日を含む年度までの期間内において実施するものとする。

(3) 別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合であって、第9の4に基づく達成状況報告により同表の区分の欄3の基準を達成しないことが確実と見込まれる場合にあっては、同表の基準の欄に掲げる基準のうち当該地区において達成している基準に応じた助成割合を用いて、(2)の規定を準用して助成するものとする。なお、同表の注4の規定に留意するものとする。

12 農地集積促進事業を行っている地区が、農業構造転換特別

(新設)

対策事業を行う場合にあっては、6の（1）中「総事業費」とあるのは、「総事業費から、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行う生産基盤整備事業等に係る額を控除した額」とする。

第11 その他

1・2 (略)

3 第10の6、7、9並びに11（1）及び（2）の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業、水田貯留機能向上推進事業及び農業構造転換特別対策事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

4～6 (略)

7 農業構造転換特別対策事業は、令和11年度末までに要綱第7の2の採択が行われた地区において実施できることとする。

別記

1・2 (略)

3 対策費

4 (略)

別表1 (事業内容)

区分	事業種類	事業内容	備考

第11 その他

1・2 (略)

3 第10の7及び8の「生産基盤整備事業等の総事業費」のうち生産基盤整備事業及び国営農地再編整備事業等の総事業費は、土地改良事業計画に定められた主要工事計画等の全体の総事業費であるので、農地集積促進事業、耕地利用高度化推進事業及び水田貯留機能向上推進事業の助成の限度額算定に当たっては留意されたい。

4～6 (略)

(新設)

別記

1・2 (略)

(新設)

3 (略)

別表1 (事業内容)

区分	事業種類	事業内容	備考

1～4 (略)	(略)	(略)	(略)
<u>5 農業構造転換特別対策事業</u>	<u>農業構造転換特別対策事業</u>	<u>農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化を推進</u>	<u>経営体育成型及び中山間地域型に限る</u>
6 (略)	(略)	(略)	

別表3 (農地集積促進事業に係る助成)

区分	基 準	助成割合	
	担い手農地利用集積率	基 本	集約化加算
1 経営体育成型 中山間地域型 農地集積促進事業	55 パーセント以上	0.055	0.065
	65 パーセント未満		
	65 パーセント以上	0.065	0.085
	75 パーセント未満		
農地集積促進事業	75 パーセント以上	0.075	0.105
	85 パーセント未満		
	85 パーセント以上	0.085	0.125
2 国営事業促進型 農地集積促進事業	80 パーセント以上	0.019	0.027
	85 パーセント未満		
	85 パーセント以上	0.022	0.032

注1 : 担い手の経営等農用地面積の80 パーセント以上を集約化する場合にあっては、

第10の6における限度額の算定に当たり、別表3の助成割合の欄のうち集約化加算の欄の数値を用いることができる。

注2 : 区分の欄1の事業を行っている地区が、農業構造転換特別対策事業を行う場合に

あっては、担い手農地利用集積率及び集約化加算の判定は、区分の欄1の事業の対象となる農用地面積において行うものとする。

別表4 (農業構造転換特別対策事業に係る助成)

1～4 (略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
5 (略)	(略)	(略)	

別表3 (助成)

区分	基 準	助成割合	
	担い手農地利用集積率	基 本	集約化加算
1 経営体育成型 中山間地域型 農地集積促進事業	55 パーセント以上	0.055	0.065
	65 パーセント未満		
	65 パーセント以上	0.065	0.085
	75 パーセント未満		
農地集積促進事業	75 パーセント以上	0.075	0.105
	85 パーセント未満		
	85 パーセント以上	0.085	0.125
2 国営事業促進型 農地集積促進事業	80 パーセント以上	0.019	0.027
	85 パーセント未満		
	85 パーセント以上	0.022	0.032

※ 集約化加算 : 担い手の経営等農用地面積の80 パーセント以上を集約化する場合

(新設)

区分	基 準				助成割合 (定額)
	大区画化の 割合	対策費部分 集積率	対策費部分 集約化率	農地中間管理権 の設定等	
1	1ヘクタール割合が1/2以上	85 パーセント以上	80 パーセント以上	0.0625	
	50アール割合が1/2以上		90 パーセント以上		
2	1ヘクタール割合が3/5以上	85 パーセント以上	80 パーセント以上	0.094	
	50アール割合が3/5以上		90 パーセント以上		
3	1ヘクタール割合が2/3以上	85 パーセント以上	80 パーセント以上	0.125	対策費の対象面積に含まれる全ての農用地について農地中間管理権の設定等が行われること
	50アール割合が2/3以上		90 パーセント以上		

注1：受益地域が傾斜地である場合にあっては、それぞれの区分につき下段の基準とすることができる。

注2：農地中間管理権の設定等とは、農地中間管理機構が農地中間管理権若しくは所有権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていることをいう。

注3：農地中間管理権の設定等に係る期間は、農地中間管理機構が農地中間管理権を有する、又は農業経営等の委託を受けている当該事業の対象農用地について、第7の6に規定する農業構造転換推進計画の提出日（以下この注において「計画提出日」という。）から生産基盤整備事業等の完了年度の末日までの間のいずれかの日（以下「設定日」という。）において、農地中間管理機構が有する農地中間管理権の存続期間若しくは残存期間又は設定日において委託を受けている農業経営

等に係る委託の期間が 15 年以上であること。

なお、対策費の対象面積のうち農地中間管理機構が所有権を有する農用地について、計画提出日又は農地中間管理機構が所有権を有することとなった日のいずれか遅い日から起算して 15 年を経過しない間に農地中間管理機構から所有権が移転された場合又はそれが承継された場合、当該いずれか遅い日から 15 年以上の期間となる農地中間管理権の設定を行うものとする。

注 4：要綱第 7 の 1 の提出が行われた日において、区分の欄 1 の基準を達成している地区にあっては、区分の欄 1 に規定する事業を実施することはできない。

要綱第 7 の 1 の提出が行われた日において、区分の欄 2 の基準を達成している地区にあっては、区分の欄 2 に規定する事業を実施することはできない。

要綱第 7 の 1 の提出が行われた日において、区分の欄 3 の基準のうち大区画化の割合、対策費部分集積率及び対策費部分集約化率を達成している地区が、区分の欄 3 に規定する事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業等の実施により 1 ヘクタール割合（受益地域が傾斜地である場合にあっては、50 アール割合）、対策費部分集積率又は対策費部分集約化率のいずれかを増加させなければならない。

注 5：区分の欄 3 に規定する事業を行う地区（第 10 の 11（3）に規定する場合を除く。）において、次の①から③までのいずれかに掲げる者が、法第 87 条第 5 項の規定による土地改良事業計画を定めた旨を公告した日から、工事の完了につき法第 113 条の 3 第 3 項の規定による公告があった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して 8 年を経過した日の前日までの間に、それぞれ当該①から③までに定める場合に該当するときは、農業構造転換特別対策事業に係る補助金の返還措置を講じるものとする。ただし、注 6 に掲げる場合を除く。

① 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、若しくは移転した者又は農業経営等の委託をした者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を土地改良事業計画において予定する用途以外の用途（以下この注において「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

ハ 当該農用地についての農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され若しくは移転された農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該農用地利用集積等促進計画の定めるところによって委託された農業経営等の委託又は同条第1項ただし書に規定する場合に該当する場合における農地中間管理権に係る賃貸借若しくは使用貸借若しくは当該場合における委託された農業の経営の委託の解除をした場合

② 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けている者 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を目的外用途に供するため賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

③ 対策費の対象面積に含まれる農用地について農地中間管理機構から所有権の移転を受けた者又はその承継人 次のいずれかに掲げる場合

イ 当該農用地を目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合

ロ 当該農用地を自ら目的外用途に供した場合

注6：注5ただし書に規定する場合は、次の①から④までのいずれかの場合とする。

- ① 土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 26 条第 1 項の規定による告示（他の法律の規定による告示又は公告で同項の規定による告示とみなされるものを含む。）に係る事業の用又は本事業の計画において予定する用に供する場合
- ② 当該地区の受益農用地において農業を営む者の農業経営上必要な施設の用に供する場合であって、地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認める場合
- ③ 注 5 ①のハに該当する場合であって、次に掲げる全ての条件を満たす場合
- ア 当該農用地について、引き続き、次に掲げるいずれかを満たすこと
- （ア）設定日以降において、農地中間管理権の設定期間及び農地中間管理機構に農業経営等の委託をした期間の合計が 15 年以上あること
- （イ）機構により所有権が取得されること
- イ アの各期間が連続していること又は地方農政局長等が補助金を返還させないことを相当と認めること
- ④ ①から③までに掲げる場合のほか、地方農政局長等が農村振興局長と協議して（北海道にあっては農村振興局長が）特にやむを得ないと認める場合

注 7 : 区分の欄に定める各事業を次の表の左欄に掲げる地域において行う場合、助成割合の欄に掲げる数値のうち次の表の中欄に掲げる数値は、それぞれ同表の右欄に掲げる数値に読み替えるものとする。

1 第 2 の 4 (1) から (8) までに掲げる地域であって、2 から 5 まで以外の地域	0.0625	0.04125
	0.094	0.058
	0.125	0.075
2 北海道内の地域であって第 2 の 4 (1) から (8) までに掲げる地域	0.0625	0.01375
	0.094	0.019
	0.125	0.025
3 北海道内の地域であって 2 以外の地域	0.0625	0.0375
	0.094	0.056

	0.125	0.075
	0.0625	0.05625
4 沖縄県	0.094	0.066
	0.125	0.075
5 奄美群島振興特別措置法（昭和 29 年法律 第 189 号）に基づく指定地域	0.0625	0.042
	0.094	0.056
	0.125	0.070

別記様式第 11 号

(新設)

●●地区における農業構造転換推進計画

1. 地区の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業名	主傾斜	着工年度	対策費の活用開始予算区分	ハード完了年度	全体受益面積(ha)	対策費の対象面積(ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区分（○○年度当初予算、○○年度補正予算など）を記載すること。

2. 農業構造転換特別対策事業の区分

農業構造転換特別対策事業の区分	助成割合

注 1：農業構造転換特別対策事業の区分は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長連名通知。以下「要領」という。）別紙 1 別表 4 の区分の欄に掲げる事業のうち、当該地区において実施する事業の番号を記載すること。

注2：助成割合は、要領別紙1別表4の助成割合の欄に掲げる数値のうち、当該地区において該当するものを記載すること。

注3：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。

3. 農業構造転換特別対策事業の対象区域図（別添）

4. 農地の大区画化に係る計画

（1）受益面積全体

区分		全体受益面積 (ha)	50a未満の区画の面積 (ha)	50a以上1ha未満の区画の面積 (ha)	1ha以上の区画の面積 (ha)	50a以上区画の割合 (%)	1ha以上区画の割合 (%)
	$A=B+C+D$		<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	$(C+D)/A$	
事業実施前 (〇年度)	田						
	畠						
	その他						
	計						
生産基盤整備事業等完了時 (〇年度)	田						
	畠						
	その他						
	計						

（2）対策費の対象面積部分

区分		対策費の対象面積 (ha)	50a未満の区画の面積	50a以上1ha未満の区画の面積	1ha以上の区画の面積	50a以上区画の割合 (%)	1ha以上区画の割合 (%)

		<u>(ha)</u> <u>A=B+C</u> <u>+D</u>	<u>(ha)</u> <u>B</u>	<u>面積</u> <u>(ha)</u> <u>C</u>	<u>(ha)</u> <u>D</u>	<u>(C+D)</u> <u>/A</u>	<u>D/A</u>
事業実 施前 (〇年 度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基 盤整備 事業等 完了時 (〇年 度)	田						
	畑						
	その他						
	計						

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（1）の表のみ記載すること。

注2：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

（3）受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分		<u>対策費の</u> <u>対象面積</u> <u>以外の農</u> <u>用地面積</u> <u>(ha)</u> <u>A=B+C</u> <u>+D</u>	<u>50 a 未満</u> <u>の区画の</u> <u>面積</u> <u>(ha)</u> <u>B</u>	<u>50 a 以上</u> <u>1 ha 未満</u> <u>の区画の</u> <u>面積</u> <u>(ha)</u> <u>C</u>	<u>1 ha 以上</u> <u>の区画の</u> <u>面積</u> <u>(ha)</u> <u>D</u>	<u>50 a 以上</u> <u>区画の割</u> <u>合</u> <u>(%)</u> <u>(C+D)</u> <u>/A</u>	<u>1 ha 以上</u> <u>区画の割</u> <u>合</u> <u>(%)</u> <u>D/A</u>
事業実 施前 (〇年 度)	田						
	畑						
	その他						
	計						
生産基 盤整備 事業等	田						
	畑						

完了時 (〇年 度)	その他					
	計					

注：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（1）の表のみ記載すること。

5. 担い手への農地集積・集約化計画

（1）受益面積全体

区分	全体受 益面積 (ha)	担い手の 利用集積 面積 (ha)	担い手の 所有面積 (ha)	担い手の 使用収益 権面積 (ha)	担い手の 基幹3作 業受託面 積(ha)	担い手の 集約化面 積(ha)	担い手農 地利用集 積率(%)	担い手の 利用集積 面積に占 める集約 化率(%)
	A	$B = C + D + E$	C	D	E	F	B/A	F/B
事業実 施前 (〇年 度)								
生産基盤 整備事業 等完了時 (〇年 度)								
要件達成 確認 (〇年 度)								
促進計 画の 目標年 度 (〇年 度)								

（2）対策費の対象面積部分

区分	対策費	

	<u>の対象面積</u> <u>(ha)</u>	<u>担い手の利用集積面積</u> <u>(ha)</u>	<u>担い手の所有面積</u> <u>(ha)</u>	<u>担い手の使用収益権面積</u> <u>(ha)</u>	<u>担い手の基幹3作業受託面積</u> <u>(ha)</u>	<u>担い手の集約化面積</u> <u>(ha)</u>	<u>対策費部分集積率</u> <u>(%)</u>	<u>対策費部分集約化率</u> <u>(%)</u>
	<u>A</u>	<u>B=C+D+E</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>E</u>	<u>F</u>	<u>B/A</u>	<u>F/B</u>
<u>事業実施前</u> <u>(○年度)</u>								
<u>生産基盤整備事業等完了時</u> <u>(○年度)</u>								
<u>要件達成確認</u> <u>(○年度)</u>								
<u>促進計画の目標年度</u> <u>(○年度)</u>								

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、（1）の表のみ記載すること。

注2：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

（3）受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	<u>対策費の対象面積以外の農用地面積</u> <u>(ha)</u>							
		<u>担い手の利用集積面積</u> <u>(ha)</u>	<u>担い手の所有面積</u> <u>(ha)</u>	<u>担い手の使用収益権面積</u> <u>(ha)</u>	<u>担い手の基幹3作業受託面積</u> <u>(ha)</u>	<u>担い手の集約化面積</u> <u>(ha)</u>	<u>担い手農地利用集積率</u> <u>(%)</u>	<u>担い手の利用集積面積に占める集約化率</u> <u>(%)</u>
	<u>A</u>	<u>B=C+D+E</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>E</u>	<u>F</u>	<u>B/A</u>	<u>F/B</u>

<u>事業実施前</u> <u>(○年度)</u>							
<u>生産基盤整備事業等完了時</u> <u>(○年度)</u>							
<u>要件達成年度</u> <u>(○年度)</u>							
<u>促進計画の目標年度</u> <u>(○年度)</u>							

注: 受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

6. 農地中間管理権の設定等に係る計画

<u>区分</u>	<u>全体受益面積</u> <u>(ha)</u>	<u>対策費の対象面積</u> <u>(ha)</u>	<u>農地中間管理権の設定等に係る面積</u> <u>(ha)</u> <u>B=C+D+E</u>	<u>農地中間管理権の設定面積</u> <u>(ha)</u>	<u>農地中間管理機構の所有面積</u> <u>(ha)</u>	<u>農業経営等の委託に係る面積</u> <u>(ha)</u>	<u>農地中間管理権の設定等の割合</u> <u>(%)</u> <u>B/A</u>	<u>備考</u>
<u>農業構造転換推進計画提出日</u> <u>(○年○月○日)</u>								
<u>翌年度</u> <u>(○年度)</u>								

<u>翌々年度</u> (○年度)							
⋮							
<u>生産基盤整備事業等完了年度末日</u> (○年3月 31日)							
合計							

注1：要領別紙1別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合のみ、この表を作成すること。

注2：全体受益面積及び対策費の対象面積（A欄）は、年度によらずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の数値が記載されることを想定。）。なお、計画変更があった場合は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、全体受益面積又は対策費の対象面積（A欄）の数値を変更すること。

注3：農地中間管理権の設定面積（C欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が15年以上の農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。

注4：農地中間管理機構の所有面積（D欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権を有している農用地面積を記載すること。

注5：農業経営等の委託に係る面積（E欄）は、区分の欄の各年度において、農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となっている農用地面積を記載すること。

注6：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（B欄）が、対策費の対象面積（A欄）と、原則として一致すること。ただし、注7に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。

注7：要領別紙1別表4の注6①又は②に該当する土地にあっては、その面積を備考欄に記載すること。

(別添)

農業構造転換特別対策事業の対象区域図

地区名（事業名）：

<u>事業実施前</u>	<u>事業完了後</u>

注1：対策費の対象面積に該当する区域を枠で囲うなど、対策費の対象面積が分かるように記載すること。

注2：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、その区分ごとの対象区域が分かるように記載すること。

別記様式第12号

(新設)

番 号
年 月 日

農林水産省○○農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業構造転換特別対策事業【実施 / 変更】承認申請書

下記の地区において、△△年度当初（補正）予算から、農業構造転換特別対策事業【を実施 / の区分を変更】したいので、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長連名通知）別紙 1【第 7 の 6 / 第 8 の 3】の規定に基づき、【農業構造転換推進計画 / 変更後の農業構造転換推進計画】を添えて申請します。

記

<u>事業型</u>	<u>都道府県名</u>	<u>地区名</u>	<u>所在地</u>	<u>受益面積</u>	<u>総事業費</u>	<u>備考</u>
経営体育成型				ha	百万円	

注：農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙 1 第 7 の 6 の規定に基づき申請する場合は、
【 】の部分を/の左の記載とし、農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙 1 第 8 の 3 の
規定に基づき申請する場合は、【 】の部分を/の右の記載とする。

別記様式第 13 号

(新設)

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

農林水産省農村振興局長
農林水産省〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長

農業構造転換特別対策事業【実施/変更】承認通知書

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった下記の地区について、農業構造転換特別対策事業の【実施 / 変更】を承認したので通知する。

記

事業型	都道府県 名	地区名	所在地	受益面 積	総事業 費	備考
経営体育成 型				ha	百万円	

注: 農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生畜第1500号農村振興局長・生産局長連名通知)別紙1第7の8の規定に基づき通知する場合は、
【 】の部分を/の左の記載とし、農業競争力強化農地整備事業実施要領別紙1第8の5の規定に基づき通知する場合は、【 】の部分を/の右の記載とする。

別記様式第14号

(新設)

番 号

年 月 日

農林水産省○○農政局長 殿

北海道にあっては、北海道開発局経由農林水産省農村振興局長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事名

農業構造転換推進計画達成状況報告書

農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付
け 29 農振第 2605 号・29 生畜第 1500 号農村振興局長・生産局長通
知）別紙 1 第 9 の 4 の規定に基づき、下記の地区について、別添
のとおり事業達成状況について報告します。

記

事業型	都道府県 名	地区名	所在地	受益面 積	総事業 費	備考
経営体育成 型				ha	百万円	

(別添)

●●地区における農業構造転換推進計画達成状況報告書

1. 地区の概要

都道府県名	市町村名	地区名	事業名	主傾斜	着工年度	対策費の活用開始予算区分	ハード完了年度	全体受益面積(ha)	対策費の対象面積(ha)

注：対策費の活用開始予算区分の欄には、活用を開始する予算区分（○○年度当初予算、○○年度補正予算など）を記載すること。

2. 農地の大区画化に係る達成状況の報告

（1）受益面積全体

区分		全体受益面積(ha)	50a未満の区画の面積(ha)	50a以上1ha未満の区画の面積(ha)	1ha以上の区画の面積(ha)	50a以上区画の割合(%)	1ha以上区画の割合(%)
事業実施前 (○年度)	田	<u>A=B+C</u> +D	B	C	D	(C+D) /A	D/A
	畠						
その他							
計							
生産基盤整備事業等完了時 (○年度)							
田							
畠							
その他							
計							

（2）対策費の対象面積部分

区分	50a以上	1ha以上

		<u>対策費の対象面積(ha)</u>	<u>50a未満の区画の面積(ha)</u>	<u>50a以上1ha未満の区画の面積(ha)</u>	<u>1ha以上の区画の面積(ha)</u>	<u>区画の割合(%)</u>	<u>区画の割合(%)</u>
		<u>$A=B+C+D$</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>$(C+D)/A$</u>	<u>D/A</u>
事業実施前 (〇年度)	田						
	畠						
	その他						
	計						
生産基盤整備事業等完了時 (〇年度)	田						
	畠						
	その他						
	計						

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：農業競争力強化農地整備事業実施要領（以下「要領」という。）別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分		<u>対策費の対象面積以外の農用地面積(ha)</u>	<u>50a未満の区画の面積(ha)</u>	<u>50a以上1ha未満の区画の面積(ha)</u>	<u>1ha以上の区画の面積(ha)</u>	<u>50a以上区画の割合(%)</u>	<u>1ha以上区画の割合(%)</u>
		<u>$A=B+C+D$</u>	<u>B</u>	<u>C</u>	<u>D</u>	<u>$(C+D)/A$</u>	<u>D/A</u>
事業実施前 (〇年度)	田						
	畠						
	その他						
	計						

	計					
生産基盤整備事業等完了時(○年度)	田					
	畑					
	その他					
	計					

注: 受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

3. 担い手への農地集積・集約化に係る達成状況の報告

(1) 受益面積全体

区分	全体受益面積(ha) A	担い手の利用集積面積(ha) B = C + D + E				担い手の基幹3作業受託面積(ha) F	担い手農地利用集積率(%) B/A	担い手の利用集積面積に占める集約化率(%) F/B
		担い手の所有面積(ha) C	担い手の使用収益権面積(ha) D	担い手の基幹3作業受託面積(ha) E	担い手の基幹3作業受託面積(ha) F			
事業実施前(○年度)								
生産基盤整備事業等完了時(○年度)								
要件達成年度(○年度)								
促進計画の目標年度(○年度)								

(2) 対策費の対象面積部分

区分	対策費の対象面積(ha)	担い手の利用集積面積(ha)	担い手の所有面積(ha)	担い手の使用収益権面積(ha)	担い手の基幹3作業受託面積(ha)	担い手の集約化面積(ha)	対策費部分集積率(%)	対策費部分集約化率(%)
		A $B = C + D + E$	C	D	E	F	B/A	F/B
事業実施前(○年度)								
生産基盤整備事業等完了時(○年度)								
要件達成年度(○年度)								
促進計画の目標年度(○年度)								

注1：受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

注2：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、この表を複製し、その区分ごとに表を作成すること。

(3) 受益面積全体のうち対策費の対象面積以外の部分

区分	対策費の対象面積以外の農用地面積(ha)	担い手の利用集積面積(ha)	担い手の所有面積(ha)	担い手の使用収益権面積(ha)	担い手の基幹3作業受託面積(ha)	担い手の集約化面積(ha)	担い手農地利用集積率(%)	担い手の利用集積面積に占める集約化率(%)

	A	B=C+ D+E	C	D	E	F	B/A	F/B
事業実 施前 (〇年 度)								
生産基盤 整備事業 等完了時 (〇年 度)								
要件達成 年度 (〇年 度)								
促進計 画の 目標年 度 (〇年 度)								

注: 受益面積全体と対策費の対象面積が一致する場合は、(1)の表のみ記載すること。

4. 農地中間管理権の設定等に係る達成状況の報告

区分	全体受益 面積 (ha)	対策費の 対象面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定等に 係る面積 (ha)	農地中間 管理権の 設定面積 (ha)			農地中間 管理権の 設定等の 割合 (%)	備考
				C B=C+D +E	D	E		
農業構造転換 推進計画提出 日 (〇年〇月〇 日)								
翌年度 (〇年度)								

<u>翌々年度</u> (○年度)							
⋮							
<u>生産基盤整備事業等完了年度末日</u> (○年3月 31日)							
合計							

注1：要領別紙1別表4の区分の欄3に規定する事業を行う場合のみ、この表を作成すること。

注2：全体受益面積及び対策費の対象面積（A欄）は、年度によらずに全体の面積を記載すること（計画変更が無い限り、同一の数値が記載されることを想定。）。なお、計画変更があった場合は、計画変更があった年度の備考欄にその旨を記載した上で、全体受益面積又は対策費の対象面積（A欄）の数値を変更すること。

注3：農地中間管理権の設定面積（C欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理権の全ての存続期間又は残存期間が15年以上となるよう農地中間管理権を設定した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で存続期間又は残存期間が15年以上の農地中間管理権を設定済みの農用地面積を記載すること。

注4：農地中間管理機構の所有面積（D欄）は、区分の欄の各年度において、農地中間管理機構が所有権を取得した農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で既に農地中間管理機構が所有権を有している農用地面積を記載すること。

注5：農業経営等の委託に係る面積（E欄）は、区分の欄の各年度において、農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となるよう農地中間管理機構が委託を受けた農用地面積を記載すること。なお、農業構造転換推進計画の提出日の欄については、当該提出日時点で農業経営等の全てに係る委託の期間が15年以上となっている農用地面積を記載すること。

注6：合計欄において、農地中間管理権の設定等に係る面積（B欄）が、対策費の対象面積（A欄）と、原則として一致すること。ただし、注7に示す土地など、農地中間管理権の設定等が困難な土地が存在する場合は、この限りではない。なお、当該土地の面積を、内訳が分かるように備考欄に記載すること。

注7：要領別紙1別表4の注6①又は②に該当する土地にあっては、その面積を備考欄に記載すること。

5. 農業構造転換特別対策事業による対策費の交付状況

年度	当該年度 の 事業費 (千円)	対策費 (千円)			実際の 交付割合 (%)	備考
		当初予算 (千円)	補正予算 (千円)	D = E + F		
農業構造転換特 別対策事業開始 年度 (○年度)						
2年度目 (○年度)						
⋮						
生産基盤整備事 業等完了年度 (○年度)						
生産基盤整備事 業等完了年度の 翌年度 (○年度)						
⋮						
生産基盤整備事 業等完了年度の 7年後 (○年度)						

合計								
助成割合 <u>G</u>	対策費の交付限度額 (千円) $H = A \text{の合計} \times G$							

注1：当該年度の事業費（A欄からC欄まで）については、生産基盤整備事業等に係る事業費を記載すること。

注2：要領別紙1別表4の区分の欄3による農業構造転換特別対策事業を行う場合にあっては、生産基盤整備事業等完了年度の翌年度以降であって、農業構造転換特別対策事業に係る助成を行った年度について記載すること。この場合に、行が不足する場合は適宜追加すること。

注3：助成割合（G欄）は、要領別紙1別表4の助成割合のうち、当該地区において該当するものを転記すること。

注4：交付した対策費の合計額（D欄の合計額）が対策費の交付限度額（H欄）を超えないようにすること。

注5：要領別紙1第8の4の規定に基づき、農業構造転換特別対策事業の区分の変更を行った場合は、当該変更を行った年度の備考欄に変更を行った旨を記載するとともに、助成割合の欄を複製し、期間と区分の対応関係を明らかにして助成割合を記載すること。この場合において、交付した対策費の合計額が、助成割合ごとに算定した対策費の交付限度額の合計額を超えないようにすること。

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 令和7年度において、この通知による改正後の別紙1の第7の6に規定する対策費申請書等を提出する場合にあっては、当該規定にかかわらず、令和8年1月末日までに提出するものとする。この場合においては、この通知による改正後の別紙1の第7の7の規定を準用する。